

東タク協発第165号
令和7年12月15日

関 係 各 位

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
タクシー活性化プロジェクトチーム

東京観光タクシードライバー認定研修の開催について

平素より当協会の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、東京観光タクシードライバー認定研修につきまして、別添のとおり開催することとなりましたのでお知らせいたします。

今年度の募集定員は180名とさせていただきます、研修を受講するに当たっては、東京シティガイド検定（申込期日の1月30日までに受験してください）の合格及びユニバーサルドライバー研修の修了が要件となっております。

研修をご希望される場合は、協同組合事務局の観光タクシーご担当の方が申込書に必要事項をご記入いただき、2026年1月30日（金）までに下記メールアドレス宛へお申込み下さいますよう、お願い申し上げます。

《申込先》

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会 タクシー活性化PT事務局

Email アドレス：kanko@taxi-tokyo.com

※研修は定員人数に達し次第、締切日に関わらず募集を締め切らせていただきますのでご了承ください。

【扱：タクシー活性化PT事務局 鈴木（一）・加藤・村川・五十嵐 TEL:03-3264-8080】

1. 研修日時：2026年2月27日（金）、3月2日（月）、13日（金）

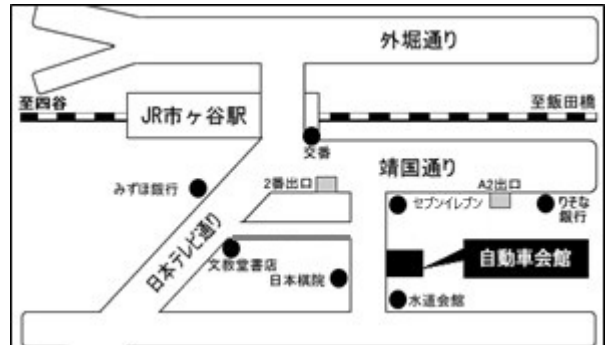
○受付時間：9:00～9:45 ○研修時間：9:55～16:00（昼休憩1時間）
（研修時間については進行により前後する場合がございますので、予めご了承ください。）

2. 研修会場：自動車会館 2 階 大会議室
東京都千代田区九段南 4-8-13

＜お 願 い＞

駐車場は用意しておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

3. 募集定員：180名（先着順）



4. 受講料：個人タクシー1名：10,000円（ともに税込、テキスト代・写真代含む）
（お支払いは、研修終了後に協同組合宛にご請求いたします。）

5. 申し込みの際の諸注意：

○申込みに必要な書類（案内メールに様式データあり）○申込み締切日：2026年1月30日（金）

①申込書、②受講者名簿、③受講管理者名簿（③は管理者が参加する該当会社のみ）

- *1 東京シティガイド検定の合格及びユニバーサルドライバー研修（以下、「UD 研修」とする）を修了していない方は、申し込みいただいても当研修を受講することが出来ません。
- *2 **今年度の東京シティガイド検定を受験される方は**、申込用紙に「受験予定」と記入していただき、後日、合格証番号を事務局までご連絡ください。また、申込みに必要な P.3 の合格認定証番号もご参照ください。
なお、東京シティガイド検定は、2026年1月30日（金）までに検定を受験してください。
- *3 （公財）東京タクシーセンターの UD 研修を受講した方は、P.4 の＜（公財）東京タクシーセンター UD 研修修了証について＞をご参照のうえ、申込用紙の受講者名簿「UD 研修修了番号」欄にご記入ください。
- *4 研修当日は、「東京シティガイド検定の合格証」及び「UD 研修の修了証」を提示していただくこともありますのでご持参ください。
- *5 定員人数に達し次第、締切日に関わらず募集を締め切らせていただきますのでご了承ください。

6. 受講時の諸注意：

- *1 研修はいずれか1日の研修を受講していただきます。
- *2 **制服のある会社は制服で、制服がない会社は正装（ジャケット・ネクタイ）でお越しください。**
（服装に関する講義もありますので、タクシー営業を行う際の服装にてお越しください。）
研修中の服装の乱れや受講態度が優れない方には退室していただくこともありますのでご了承ください。
- *3 受付時に認定証用の写真撮影を行いますので、くれぐれも時間厳守にてお越しください。
- *4 研修会場でのマスクの着用は任意といたします。

7. 日程の割り振りについて：申込み後に、事務局にて人数の振り分けを行い、後日、配付する「人数の割り振り表」を元に、受講希望者の出席日を確定して手続きが完了となります。

（例.）A 社：受講希望者3名⇒ 3月10日：2名 3月14日：1名

<東京シティガイド検定合格証について>

(公財) 東京観光財団の東京シティガイド検定を合格した方は、○印で囲まれている番号を「受講者名簿 東京シティガイド検定合格証番号」欄に記入していただきますようお願い申し上げます。

東京シティガイド検定® 合格認定証

こちらの合格番号を
受講者名簿にご記入ください

PRESENTED TO

合格者番号: 0000-0000-0000 殿



貴殿は「令和 年度 第 回東京シティガイド検定」において
所定の成績を修め、合格したことを証します。

令和 年 月

TCVB

公益財団法人 東京観光財団
Tokyo Convention & Visitors Bureau

<（公財）東京タクシーセンター ユニバーサルドライバー研修修了証について>

（公財）東京タクシーセンターにてユニバーサルドライバー研修を受講した方で修了証のカードを発行されていない方は、研修修了時に下図のどちらかの修了証をお受け取りになられているかと思います。

それぞれ、○印で囲まれている番号を「受講者名簿 UD 研修修了番号」欄に記入していただきますようお願い申し上げます。

こちらの修了番号を受講者名簿にご記入ください

講習修了証

第 号

氏 名 殿

生年月日 年 月 日

タクシー業務適正化特別措置法
第7条第1項第3号に規定する講習を
修了したことを証する。
(バリアフリー対応 ユニバーサルドライバー研修含む)

平成 年 月 日

東京地域認定講習実施機関
公益財団法人 東京タクシーセンター

会 長 渡 邊 佳 英

※本修了証の有効期限は、上記日付より2年間とする。

研修修了証

No.

所 属

氏 名

昭和〇年 〇月 〇日生

当センターの自主ユニバーサルドライバー研修
(1日間)
の課程を修了したことを証する。

令和元年 〇月 〇日

公益財団法人 東京タクシーセンター

会 長 渡 邊 佳 英

“（2日間）”のパターン
もあります

東京観光タクシードライバー認定要綱

（目的）

第1条 東京における観光客のニーズに対応できる「観光知識」及び「おもてなしの心」を備えた一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会に加盟するタクシー事業者（以下「タクシー事業者」という。）及び社団法人東京都個人タクシー協会に加盟する個人タクシー事業者（以下「個人タクシー事業者」という。）を「東京観光タクシードライバー」として認定し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図るため、この要綱を定める。

（認定要件）

第2条 東京観光タクシードライバーは、次の要件を満たすものとする。

- （1）公益財団法人東京観光財団及び東京商工会議所が主催する東京シティガイド検定を合格していること。
- （2）バリアフリー研修推進実行委員会が認証するユニバーサルドライバー研修又は一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人シルバーサービス振興会が主催するケア輸送サービス従事者研修を終了していること。

（認定研修）

第3条 第2条の要件を満たし、東京観光タクシードライバーの認定を受けようとするタクシー乗務員及び個人タクシー事業者は、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会（以下「協会」という。）が主催する東京観光タクシードライバー認定研修（以下「認定研修」という。）を受講しなければならない。

（認定）

第4条 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会長（以下「協会長」という。）は、第3条の認定研修を受講したタクシー乗務員及び個人タクシー事業者を東京観光タクシードライバーに認定する。

（認定証の交付）

第5条 協会長は、第4条の認定を受けたタクシー乗務員及び個人タクシー事業者に対し、東京観光タクシードライバー認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（注意事項の厳守）

第6条 東京観光タクシードライバーは認定証裏面に記載されている注意事項を厳守しなければならない。

（有効期間）

第7条 認定証の有効期間は、交付された日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。但し、平成24年8月5日付交付の認定証の有効期間は、平成27年3月31日までとする。

(認定証の更新)

第8条 認定証の更新をしようとするものは、有効期間が終了することになる年において、原則として協会が主催する認定研修を受講し、認定証の更新を受けなければならない。

(認定証の返納)

第9条 認定証取得時に所属していた事業者を退職した場合には速やかに認定証を協会に返納しなければならない。また、会社間移動も退職時と同様に返納し、再度発行する場合は再受講する必要がある。

(認定の取消)

第10条 協会長は認定後、東京観光タクシードライバーとしての第2条の認定要件を欠き認定を受けていたと認められる場合又はその信用を著しく傷つけるような行為等により、東京観光タクシードライバーとして相応しくないと認められる場合においてタクシー活性化プロジェクトチームの意見を聴取し、認定を取消することができる。なお、取り消しを受けた東京観光タクシードライバーは速やかに認定証を返納しなければならない。

(情報の保護)

第11条 東京観光タクシードライバー認定に係る個人情報、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて、管理を徹底する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて協議したうえ、協会長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。